

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について（報告）

◎ 標記事業を内閣府等からの交付金を受けて実施しますので、概要を報告するものです。

1 背景

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行されたが、無認可の幼児施設など、無償化の対象とならない様々な保育形態が存在する。

また、無償化対象外施設に在籍する幼児以外にも、幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児は存在する。（例：インターナショナルプリスクールなどに通う、保育事由（就労、出産、疾病障害など）に該当しない保護者の子ども等）

2 国の動き

(1) 令和2年度の取組

文部科学省からの受託事業を実施し、幼児教育・保育の無償化の対象とならない施設の実態把握を行った。

[受託事業] 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業

趣旨	地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する国の検討に協力するため、本市が利用者負担の軽減を実施する「幼稚園に準じる施設」を対象に、国（文部科学省）の委託事業として実施。
対象施設	埼玉朝鮮初中級学校附属幼稚部（さいたま市） ひかり幼稚舎（蕨市）
調査方法	保護者：保護者意識等総括調査及び定期調査 施設：書面調査、実地・ヒアリング調査
結果（概要）	保護者は特色ある活動等に魅力を感じて施設を利用しており、施設に対する満足度も高い。また、利用者は無償化を受けなくとも施設利用を継続する意向も高く、調査施設は幼児の受け皿として重要な役割を果たしているものと考えられる。 一方で、有資格者の配置促進など保育の質の確保について課題があることがわかった。

(2) 利用支援事業の創設

令和2年度の調査事業を踏まえ、国は令和3年度、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を創設した。この事業は、対象施設を利用している、幼児教育・保育の無償化を受けていない満3歳以上の小学校就学前の幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものとなっている。なお、事業実施は、地方自治体（市町村・特別区）の手上げ方式である。

対象施設の主な要件

- ①概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上の開所
- ②有資格者（幼稚園教諭、保育士、看護師）を3分の1以上配置
- ③配置基準（幼児：保育者）は3歳児20：1、4歳以上児30：1
- ④保育室の面積基準は1.65㎡以上／人以上
- ⑤無償化給付を受ける幼児が概ね半数以下

補助基準額

対象幼児1人当たり月額2万円

（ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料）

対象幼児

幼児教育・保育の無償化を受けていない満3歳以上小学校就学前の幼児

給付方法

保護者の申請により、市から保護者に直接給付

3 さいたま市の動き

(1) さいたま市における利用支援事業

国の交付金（上記2（2）関係）を活用し、令和3年5月に「さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を創設した。

対象施設や対象幼児の基準等については、一部地方自治体の裁量が認められているが、これらの基準は基本的に国の基準に準拠することとした。

(2) 子ども・子育て支援事業計画での位置付け

本事業は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の1つとして位置づけられていることから、さいたま市子ども・子育て支援事業計画（第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン）においても同事業の1つとして位置付ける※。

※基本目標Ⅱ 子育てがしやすい環境づくり

基本施策（2） 地域における子育て支援の充実

(37)多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営

(3) 対象施設の決定状況

本事業の実施を希望する施設は、市に対して「対象施設等基準適合審査申請書」を提出し、各種基準に適合しているか審査を受ける必要がある。基準の適合が認められれば、市は対象施設と決定する。

令和3年7月末現在での申請施設数及び審査結果は次のとおりである。なお、申請は現在も引き続き受け付けている。

申請	決定	却下	審査中
11施設 (内訳) 幼稚園に準ずる施設 3施設 認可外保育施設 8施設	7施設 (内訳) 幼稚園に準ずる施設 2施設 認可外保育施設 5施設	2施設※ (内訳) 幼稚園に準ずる施設 なし 認可外保育施設 2施設	2施設 (内訳) 幼稚園に準ずる施設 1施設 認可外保育施設 1施設

※ 無償化給付を受ける幼児が半数を超えている(1施設)、開所時間が8時間を超えている(1施設)ため、基準に適合せず却下とした。

(4) 保護者への給付金の支給

給付金は、四半期ごとに支給することを予定している。現在、対象施設の保護者に対して、第1四半期分(令和3年4月分～6月分)の利用料に対する支給申請手続きを案内している。

対象	第1四半期分 (4～6月分)	第2四半期分 (7～9月分)	第3四半期分 (10～12月分)	第4四半期分 (1～3月分)
申請時期※	8月	10月	1月	3月
支給時期※	9月	11月	2月	4月

※申請及び支給の時期は予定であり、前後する場合がある。

また、支給対象者数は、支給申請を受けないと正確に把握できないが、基準適合審査等から推測する概ねの支給人数は次のとおりである。

- ・約60人(幼稚園に準ずる施設:約40人、認可外保育施設:約20人)